

条 例 の 概 要

議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）

・幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）が一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）されたこと等に伴う所要の改正

(1) 2 輪車の車両区分の見直し

125cc 以下クラスのバイクの最高出力を 4.0kW（50cc 相当）以下に制御したバイクは、軽自動車税種別割の税率を 2,000 円/年（50cc 原付バイクと同額）とし、これに伴う所要の改正を行うもの
（第 82 条第 1 号関係）

(2) 道路交通法の改正に伴う所要の改正

マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備するもの

（第 90 条第 2 項及び第 3 項関係）

(3) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額減額措置の申告手続の見直し

マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにするもの

（附則第 10 条の 3 第 14 項関係）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び法の改正に伴う引用条項の改正

（第 36 条の 2 第 9 項、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号、第 131 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 139 条第 1 号関係並びに附則第 10 条の 2 第 23 項から第 26 項までの規定関係）

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）

・幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

項ずれに伴う引用条項の整理

「附則第 15 条第 37 項」→「附則第 15 条第 36 項」

「附則第 15 条第 38 項」→「附則第 15 条第 37 項」

「附則第 15 条第 42 項」→「附則第 15 条第 41 項」

「同条第 15 項」→「同条第 16 項」

「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」
→「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」

（附則第 4 項から附則第 7 項までの規定及び附則第 19 項関係）

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号）

・幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令 119 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）が一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う国民健康保険税の減額に係る軽減判定の改正

- (1) 5 割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に 29 万 5,000 円を乗じて算定していたが、これを 30 万 5,000 円とするための改正

軽減区分	軽 減 判 定 所 得 額
5 割軽減	43 万円 + <u>29 万 5,000 円</u> × 被保険者数 + 10 万円 ×（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1） ↓

$43\text{万円} + \underline{30\text{万}5,000\text{円}} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
--

(第21条第1項第2号関係)

- (2) 2割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に54万5,000円を乗じて算定していたが、これを56万円とするための改正

軽減区分	軽 減 判 定 所 得 額
2割軽減	$43\text{万円} + \underline{54\text{万}5,000\text{円}} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
	↓ $43\text{万円} + \underline{56\text{万円}} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$

(第21条第1項第3号関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条 例 案 の 概 要

議案第 3 1 号 幸手市職員の育児休業等に関する条例及び幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）等の一部改正に伴う所要の改正

(1) 幸手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 部分休業制度の拡充

【現 行】	1 日につき、2 時間の範囲内で勤務しないこと。 ※ 勤務時間の始め又は終わりに限り請求可能
【改正後】	<u>職員は、①②のいずれかを選択し、請求することが可能</u> ① 1 日につき、2 時間の範囲内で勤務しないこと。 ※ 勤務時間の始め又は終わりに限り請求可能とする取扱いを廃止し、勤務時間のどの時間帯でも請求可能 (第 1 号部分休業) ② 1 年につき、1 0 日相当の範囲内で勤務しないこと。 常勤職員 7 7 時間 3 0 分（1 0 日相当） 非常勤職員 勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間 (第 2 号部分休業)

(第 1 条中第 1 0 条から第 1 0 条の 4 までの規定関係)

イ その他所要の規定の整備

(2) 幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

妊娠、出産等の申出をした職員及び 3 歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度（特別休暇、育児休業、部分休業等）に関する情報提供、利用の意向確認等の措置を講ずることを任命権者に義務付けるもの

(第 2 条中第 1 8 条の 2 関係)

2 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第 3 2 号 幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が公布され、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）が一部改正されたこと等に伴う所要の改正

(1) 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）の改正に伴う所要の改正

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義に係る規定を整備するもの

（第 1 8 条及び第 1 8 条の 3 関係）

(2) 特定親族特別控除の追加

就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、1 9 歳以上 2 3 歳未満の大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除と同額の最高 4 5 万円）を追加するもの

→ 生計を一にする大学生年代の子等のうち、前年の合計所得金額が 5 8 万円を超え 1 2 3 万円以下の者を有するものが対象

（第 3 4 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号関係）

(3) 特定親族特別控除額の追加に伴う規定の整備

ア 公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備

（第 3 6 条の 2 第 1 項関係）

イ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の整備

（第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項各号列記以外の部分関係）

(4) 加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、課税の適正化の観点から課税方式を見直すもの

ア 紙などの材料のもので巻いた加熱式たばこ

加熱式たばこの重量の 0. 3 5 g をもって紙巻たばこ 1 本に換算

※ 0. 3 5 g 未満のものは 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算

イ ア以外の加熱式たばこ

加熱式たばこの重量の 0. 2 g をもって紙巻たばこ 1 本に換算

（附則第 1 6 条の 2 の 2 関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

ア 上記内容(1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第
１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

イ 上記内容(2)及び(3) 令和８年１月１日

ウ 上記内容(4) 令和８年４月１日

(2) 上記内容(4)に係る経過措置

激変緩和措置として、令和８年４月１日以降と令和８年１０月１日
以降の２段階で加熱式たばこの課税方式の見直しを実施

時期	課税標準
現行	現行の換算本数×１．０
令和８年４月１日以降	現行の換算本数×０．５＋改正後の 換算本数×０．５
令和８年１０月１日以降	改正後の換算本数×１．０

議案第３３号 幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

1 内 容

建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和６年国土交通省令第１
０６号）が公布され、水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）が
一部改正されたことに伴う所要の改正

条ずれに伴う引用条項の整理（布設工事監督者及び水道技術管理者の資
格要件）

「第３４条第１項及び第２項」→「第３７条第１項及び第２項」

（第４２条第１１号及び第４３条第８号関係）

2 施行期日

公布の日